

茨城県消防広域化推進計画

平成 2 0 年 3 月策定

平成 2 7 年 6 月改定

令和 2 年 3 月改定

令和 7 年 3 月改定

茨 城 県

目 次

I	自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	1
1	消防の広域化の必要性・推進の考え方及び経緯	1
2	広域化推進の目的	2
3	市町村における広域化検討の進め方	2
4	広域化の目標期限	3
II	市町村の消防の現況及び将来の見通し	4
1	県内消防本部の現況及び将来の見通し	4
2	小規模消防本部の現況	7
3	県内の広域化及び連携・協力に関する動き	11
III	広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の検討	14
1	広域化対象市町村及びその組合せ	14
2	消防広域化重点地域の指定	15
3	中心消防本部の検討	16
IV	自主的な市町村の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	17
1	広域化を進めるための県の支援及び考え方	17
2	消防の連携・協力の推進及び連携・協力対象市町村	17
V	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	19
1	広域化後の消防の体制の整備	19
2	構成市町村等間の関係	19
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	19
4	広域消防運営計画への記載	20
VI	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	22
1	消防団との連携の確保	22
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	22

I 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 消防の広域化の必要性・推進の考え方及び経緯

(1) 必要性・推進の考え方

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であり、具体的には次のような消防力の強化が期待できます。

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

このような広域化の必要性やメリットを踏まえ、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として、茨城県消防広域化推進計画を策定しております。

(2) 国における広域化推進の経緯

上記のように、広域化によって消防力の維持強化が期待できることから、国では、平成 18 年 6 月に消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）を改正するとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）（以下「基本指針」という。）を策定し、市町村の消防の広域化を推進することとしました。

また、基本指針において、都道府県は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として、消防広域化推進計画を策定するとともに、広域化の対象となった市町村は、広域化を行おうとするときは、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成し、平成 24 年度を目途に広域化を実現することとしました。

その後、平成 25 年 4 月に基本指針を一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日まで期限を延長しました。また、広域化対象市町村の組合せの検討に際して、管轄人口おおむね 30 万人以上の規模目標には必ずしもとらわれず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとしました。

しかし、上記期限が過ぎても、全国の消防本部の約 6 割を占める小規模消防本部の解

消がされないこと、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きく変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性が高いこと、また、高齢化の進展に伴い救急需要が拡大していることなどから、これまで以上に広域化の推進が必要であるとして、平成 30 年 4 月に基本指針を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日まで期限を延長しました。

これらの継続した取組により、広域化は一定程度進み、成果が現れていますが、平成 30 年からの推進期間においては広域化の進捗がそれ以前と比べ鈍化しており、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されています。

そのため、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるとし、令和 6 年 3 月に基本指針を一部改正し、令和 11 年 4 月 1 日まで期限を延長しました。

（３）県広域化推進計画の策定及び改定の経緯

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画として「茨城県消防広域化推進計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。

また、平成 25 年 4 月に国が基本指針の一部改正を行ったことを踏まえ、単独消防本部の市町長及び一部事務組合消防本部の管理者の市長（25 市町長）に県内の消防の広域化の方針と広域化の目標期限について意向調査を行い、従来の広域化の方針に基づき、平成 30 年 4 月 1 日を目標に広域化に取り組む内容で、平成 27 年 6 月に、同計画を改定しました。

さらに、平成 30 年 4 月に国が基本指針の一部改正を行ったことを踏まえ、平成 30 年 8 月に消防本部から「消防力カード」（平成 30 年 4 月 1 日付け消防消第 81 号消防長官通知の別添様式）の提出を受けるとともに、平成 30 年 11 月には単独消防本部の市町長及び一部事務組合消防本部の管理者に対し、「消防の広域化等に関する意向調査」を実施しました。これらの内容を踏まえ、令和 2 年 3 月に、再度、同計画を改定しました。

2 広域化推進の目的

広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために推進するものであり、広域化によって消防本部の対応力が低下することはあってはなりません。

3 市町村における広域化検討の進め方

広域化は、市町村、消防本部が具体的に協議してコンセンサスを得るとともに、消防の広域化により地域の消防力が強化され、高度な消防サービスの提供が可能になることについて、それぞれの自治体が住民の理解を得て進めていくことが必要です。

4 広域化の目標期限

(1) 従来の広域化の目標期限

令和2年3月に改定した推進計画においては、国の基本指針に基づき、令和6年4月1日を目標期限に広域化に取り組むこととしていました。

(2) 本計画における広域化の目標期限

令和6年3月に改正された国の基本指針二において、「令和十一年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。」とされたこと、消防の広域化及び連携・協力の推進に係る特別交付税措置の対象が令和11年4月1日までに行われたものに限る（令和6年3月29日付け消防消第96号「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について」）とされたことから、令和11年4月1日を目標として取り組むこととします。

Ⅱ 市町村の消防の現況及び将来の見通し

広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要となります。

1 県内消防本部の現況及び将来の見通し

(1) 県内消防本部の管轄人口の減少

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、令和32年には、つくば市消防本部を除く県内の全ての消防本部において、その管轄人口は減少するとされています。

これに伴い、消防職員数の確保や財政運営が厳しくなることが予想されるため、多様化・大規模化する災害や事故、そして高度化・複雑化する社会における予防や救急業務に対する的確な対応が困難になることが懸念されます。

○県内の消防本部別管轄人口

(単位：人)

消防本部名	人口 (R6)	推計人口 (R12)	推計人口 (R17)	推計人口 (R32)	増減 (R32-R6)
水戸市	285,034	278,081	272,916	252,978	△32,056
日立市	165,914	149,141	137,328	104,391	△61,523
土浦市	141,977	136,111	132,178	118,991	△22,986
石岡市	70,540	65,249	61,330	49,199	△21,341
常陸太田市	45,185	40,457	36,706	25,696	△19,489
高萩市	25,909	23,158	21,014	14,824	△11,085
北茨城市	39,456	36,023	33,031	24,023	△15,433
笠間市	72,918	66,140	62,228	49,917	△23,001
取手市	105,981	96,897	91,908	78,828	△27,153
つくば市	254,949	258,539	260,524	256,124	1,175
常陸大宮市	36,946	33,373	30,549	22,313	△14,633
那珂市	53,348	50,492	48,497	41,710	△11,638
かすみがうら市	40,173	36,261	34,142	27,514	△12,659
小美玉市	48,547	44,728	42,361	34,656	△13,891
茨城町	30,588	28,429	26,828	21,664	△8,924
大洗町	15,615	13,526	12,460	9,406	△6,209
大子町	14,806	11,921	10,336	6,231	△8,575
茨城西南	310,631	286,663	272,983	228,353	△82,278
筑西広域	185,354	170,224	159,586	127,125	△58,229
常総広域	161,222	160,533	161,662	160,417	△805

鹿行広域	104,957	92,731	86,110	66,525	△38,432
稲敷広域	283,301	266,263	254,309	217,871	△65,430
鹿島地方	159,402	155,262	152,290	140,605	△18,797
ひたちなか・東海	191,615	187,648	182,836	165,704	△25,911
計	2,844,368	2,687,850	2,584,112	2,245,065	△599,303

※ 水戸市消防局については、水戸市及び城里町の人口を合算した。

※ 茨城西南広域消防本部が管轄する常総市石下地区（旧石下町）については、町丁字別人口から常総市に占める当該地区の割合を算出し、常総市の推計人口をその割合で按分して、当該地区のそれぞれの人口を算定した。

出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」及び「茨城県町丁字別人口調査（令和6年4月1日現在）」より作成

（２）救急業務

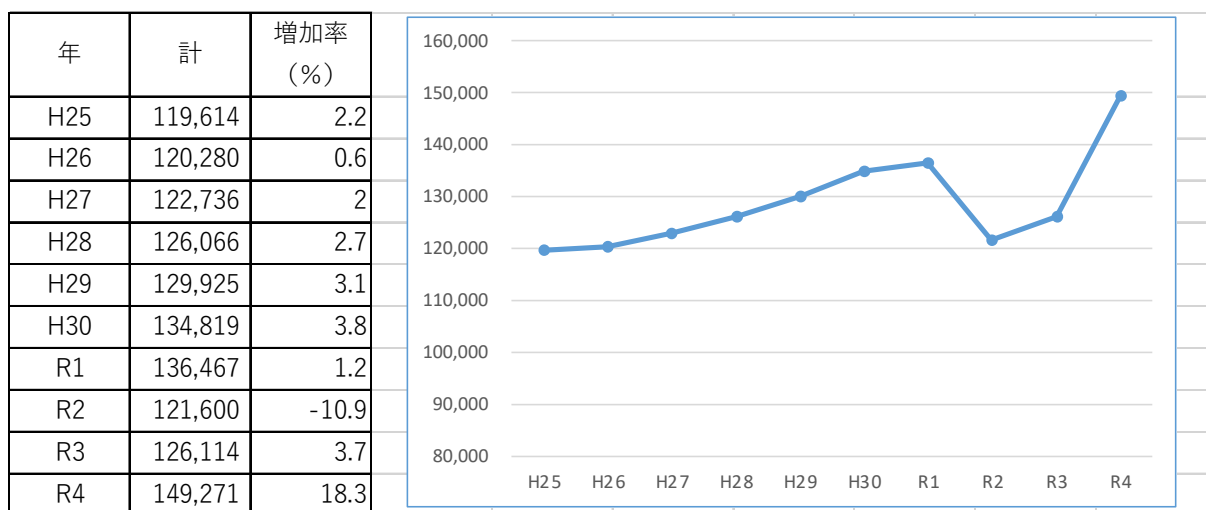
県内消防本部の救急出動件数と救急搬送人員数は、いずれも増加傾向にあり、令和4年には、ともに過去最高の件数となっています。

また、救急搬送人員数の60.82%は65歳以上の高齢者が占めていますが、今後も、県内の高齢者の割合は増えることが予測されています。

消防庁が行った将来推計によると、高齢化の進展等により救急需要は、今後とも増大する可能性が高いことが示されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性が高まっており、感染拡大時には、医療提供体制のひっ迫により救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加することが想定されます。

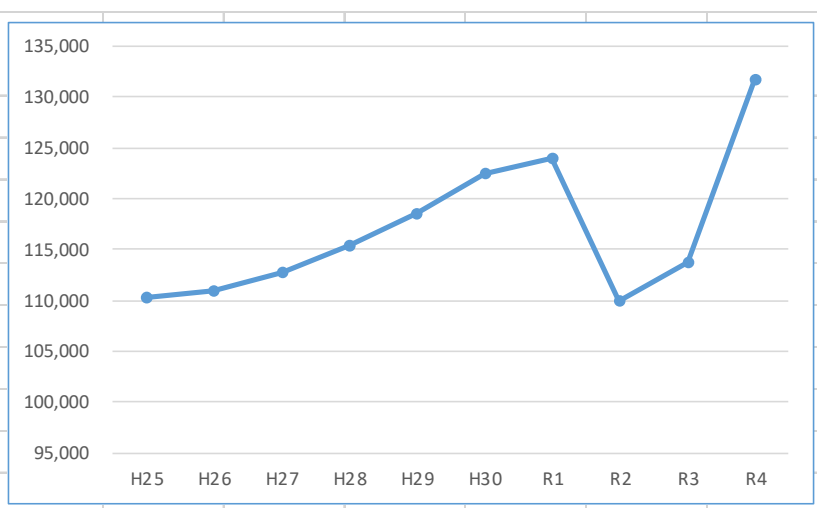
○県内の救急出動件数(各年1月1日～12月31日)



出典：令和5年茨城県消防防災年報より作成

○県内の救急搬送人員数(各年1月1日～12月31日)

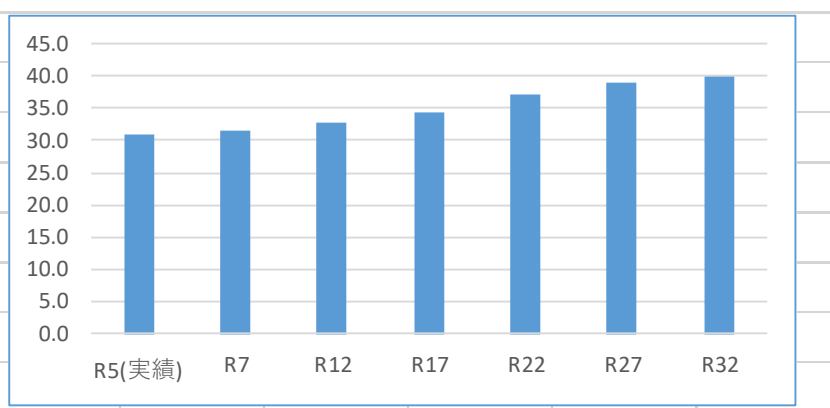
年	計	増加率 (%)
H25	110,273	2.3
H26	110,938	0.6
H27	112,774	1.7
H28	115,365	2.3
H29	118,567	2.8
H30	122,434	3.3
R1	124,004	1.3
R2	109,887	-11.4
R3	113,690	3.5
R4	131,739	15.8



出典：令和 5 年茨城県消防防災年報より作成

○県内の高齢(65 歳以上)化率推移予測(各年10月1日現在)

年	高齢化率
R5(実績)	30.8
R7	31.4
R12	32.7
R17	34.4
R22	37.2
R27	38.9
R32	40.0



出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計)」より作成

○全国の救急出動件数・搬送人員の推移とその将来推計(2000 年～2030 年)(消防庁)



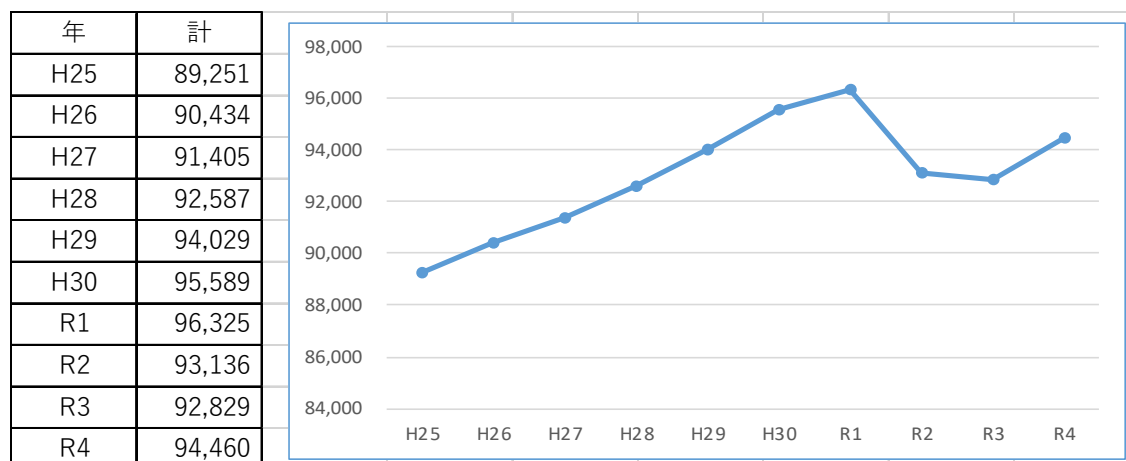
出典：「令和 5 年度 消防白書」

(3) 予防業務

県内の防火対象物に対する立入検査実施件数は、総じて減少傾向にあります。

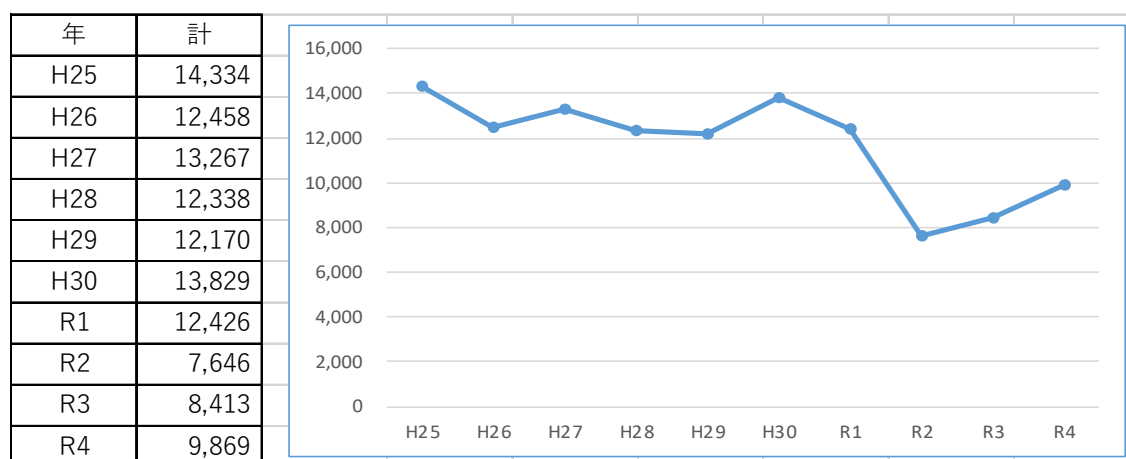
建築物の大規模化・複雑化等に対応できる専門的知見を持つ予防分野の人員が不足していることが想定され、今後も立入検査の進捗への影響が懸念されます。さらに、違反是正の取組が進まないおそれがあります。

○県内の防火対象物数(各年3月31日現在)



出典：令和5年茨城県消防防災年報より作成

○県内の防火対象物に対する立入検査実施件数(各年度4月1日～3月31日)



出典：令和5年茨城県消防防災年報より作成

2 小規模消防本部の現況

県内の消防本部は、令和6年4月1日現在で24本部となっており、このうち、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部は12本部となっています。

小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の

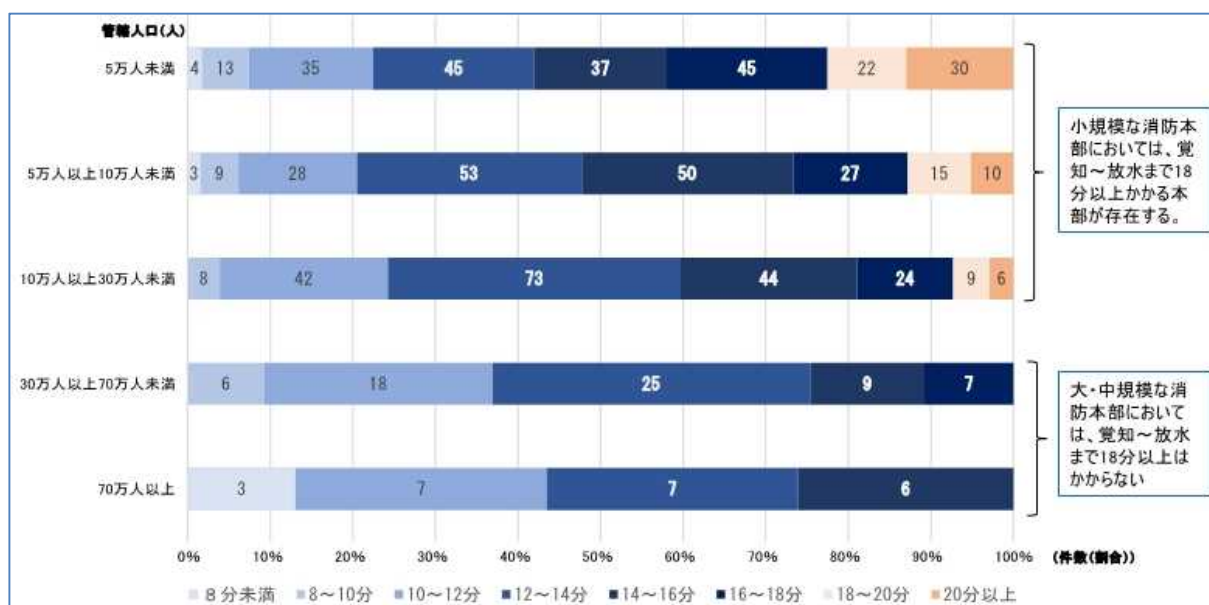
体制としては必ずしも十分でない場合があります。

このことから、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に重要となっております。

(1) 現場到着時間等

小規模な消防本部においては、火災の覚知から放水までの所要時間が、大規模な消防本部に比べ長い傾向があります。また、救急搬送所要時間（現場到着時間・病院収容所要時間）についても、近年延伸傾向にあり、特に小規模な消防本部においては、119 番通報の入電から現場到着までの所要時間及び現場出発から病院到着までの所要時間が大規模な消防本部に比べ、長くなる傾向にあり、現場到着時間の短縮が求められます。

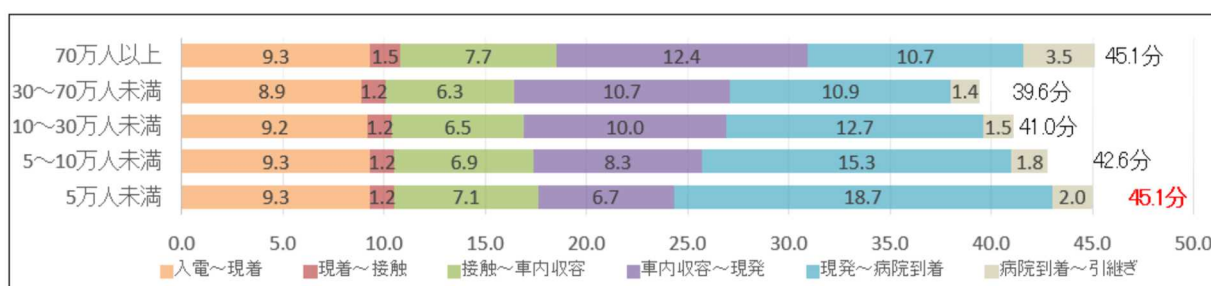
○消防本部規模別 覚知から放水までの時間(令和2年度)



※グラフ内の数値は消防本部数

出典：令和5年第2回「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」資料

○消防本部規模別 救急搬送平均所要時間(令和3年)

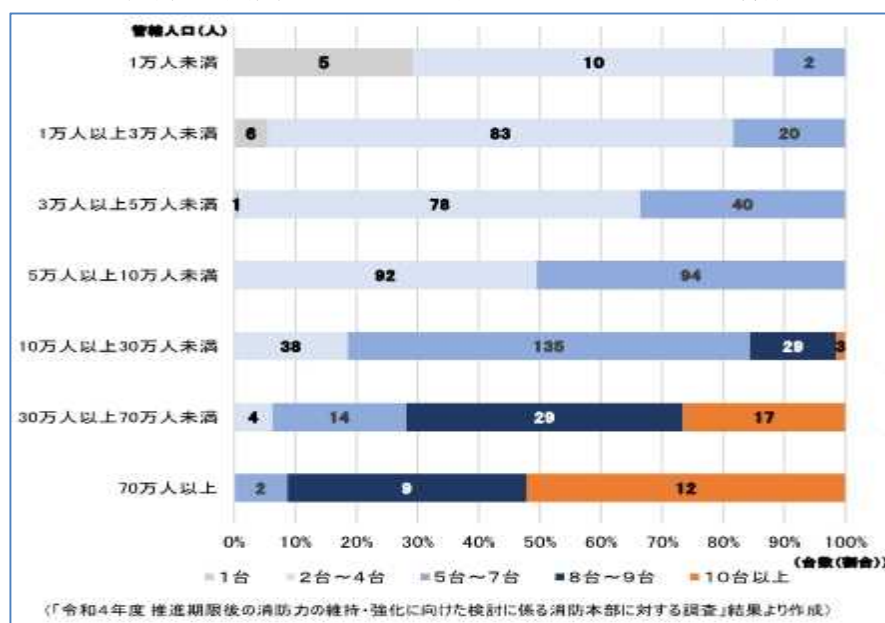


出典：令和5年「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

（２）初動体制

火災出動における初動出動消防用車両台数については、小規模な消防本部ほど、少ない傾向が見られます。

○消防本部規模別 火災出動における初動出動消防用車両台数(令和4年4月1日現在)



（３）予防業務、火災原因調査の専従化

予防業務の専従化率は、管轄人口1万人未満の消防本部においては5割程度となっておりますが、管轄人口10万人になると10割になります。

火災原因調査の専従化率は、管轄人口30万人未満の消防本部では4割に達していませんが、30万人以上になると7割以上と高い状況です。

○消防本部規模別 予防業務、火災原因調査の専従化率(令和4年4月1日現在)



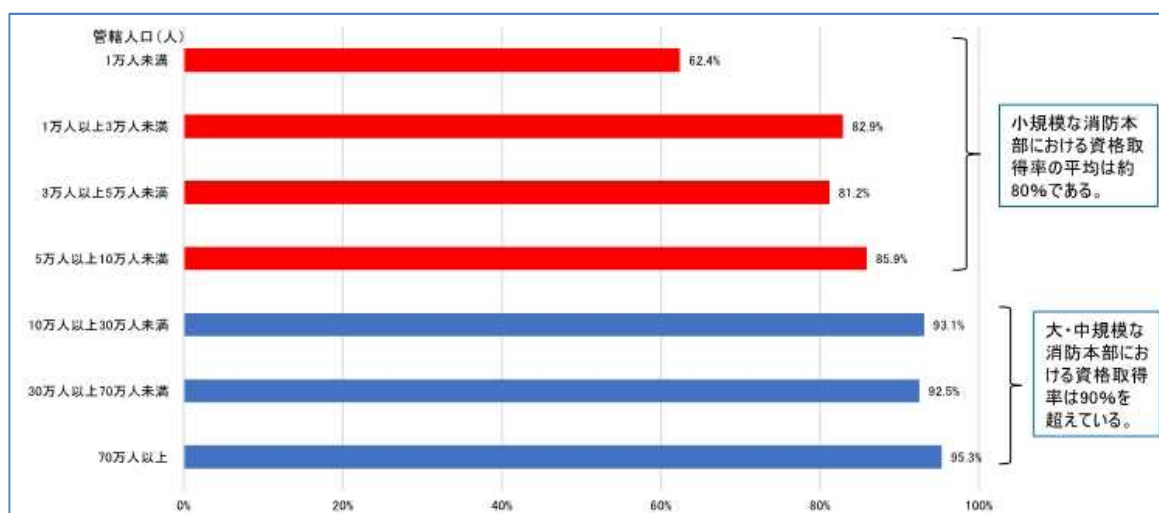
出典：令和5年第2回「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」資料

(4) 専門的な人材の育成

小規模な消防本部においては、各種業務の専門的な人材の育成・確保が困難であるといった指摘がなされています。消防本部の規模が拡大すると、多くの担当職員が確保されるために教育訓練機関への職員派遣が容易になり、専門的能力の向上等の教育訓練の充実が図りやすいと考えられます。

また、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でDXを進めることが求められており、それらに対応できる専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効と考えられます。

○消防本部規模別 予防技術資格者充足率(令和4年4月1日現在)



出典：令和5年第2回「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」資料

（５）大規模災害時の消防体制

令和 6 年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にあります。そのため、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっています。

大規模災害が発生した場合、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応援部隊が到着しないことが考えられます。また、緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、応援部隊との緊密な連携体制を構築するため、被災地の消防本部は指揮本部を設置するほか、進出拠点等への職員派遣が必要となり得ます。応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のためには、一定の消防職員数の確保が必要となります。

（６）感染症拡大時の消防体制

消防職員が少数の消防本部においては、感染等により一部の職員が活動できなくなった場合、他の消防本部からの応援により消防体制を確保せざるを得なくなることが考えられます。消防職員の負担の軽減や、自らの消防体制での業務の運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要となります。

3 県内の広域化及び連携・協力に関する動き

県では、平成 20 年 3 月に「茨城県消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定（平成 27 年 6 月、令和 2 年 3 月に改定）し、消防の広域化に取り組んできたところであり、策定以降の広域化及び連携・協力に関する主な動きは、次のとおりです。

（１）広域化の進捗状況

（広域化の実現）

- ・平成 24 年 4 月 1 日：ひたちなか市消防本部と東海村消防本部が統合して、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部が発足。
- ・平成 27 年 4 月 1 日：稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部に阿見町消防本部が加入し、稲敷広域消防本部が発足。

（広域化の検討）

- ・平成 26 年 8 月 27 日：県央 7 市町（水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）が、県央地区消防広域化推進研究会を設置し、広域化のための検討を開始したが、合意形成に至らず、令和 4 年 7 月に同研究会を解散。
- ・令和 6 年 7 月 1 日：高萩市及び北茨城市が任意協議会を立ち上げ、広域化のための検討を開始。

（２）消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センターの共同整備・共同運用

消防救急無線のデジタル化にあわせて、消防救急無線及び消防指令業務の広域化・共同化を図るため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（21 消防本部・34 市町にて構成）において、消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センター（以下「いばらき消防指令センター」という。）を共同整備し、平成 28 年 6 月から共同運用が開始されました（参考 1）。

参考 1

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会への参加状況(令和 7 年 3 月現在)



凡 例		参加消防本部
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」及び「消防指令センターの共同化」のいずれにも参加	20 消防本部 (33 市町)
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」に参加 (「消防指令センターの共同化」は不参加)	1 消防本部 (1 市)
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」及び「消防指令センターの共同化」のいずれにも不参加	3 消防本部 (10 市町村)

Ⅲ 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の検討

令和6年3月に国が基本指針の一部改正（参考2）を行ったことを踏まえ、県では、令和6年5月に各消防本部に対し、茨城県消防広域化推進計画の改定に係る調査（参考3）を実施しました。

さらに、小規模消防本部の体制強化の必要性を確認するため、令和6年7月から同年8月にかけて、小規模消防本部を対象としてヒアリングを実施しました。

これらの結果を踏まえ、以下のとおり、広域化対象市町村及び中心消防本部について、検討いたしました。

1 広域化対象市町村及びその組合せ

（1）従来の広域化対象市町村及びその組合せ

平成20年3月に策定した推進計画においては、広域化を推進するに当たり、県内全市町村を広域化対象市町村とした上で、以下の3つの点に留意した広域化対象市町村の組合せを決定し、県内を「県北、県央、鹿行、県南、県西」の5ブロックとする広域化を目指すこととしていました。

また、5ブロックを推進するに当たり、地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な広域化についても推進するとともに、県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていくこととしていました。

①市町村の意向を尊重すること。

②地域的な繋がりに考慮すること。

参考：広域市町村圏、県民センター管轄、二次保健医療圏、地区メディカルコントロール協議会、救急医療体制

③原則として、管轄人口30万人以上を目指すこと。

さらに、平成27年6月及び令和2年3月に改定した推進計画においては、引き続き、従来の方針に基づき広域化に取り組むこととし、広域化の協議が各ブロックにおいて行われる中で、諸般の情勢の変化により、推進計画に定められた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってきた場合には、推進計画の見直しを図っていくこととしていました。

（2）広域化対象市町村及びその組合せ

広域化対象市町村については、従来の方針に基づき、引き続き、県内全市町村とし、その組合せについてもおおむね従来の方針に基づき、次のとおり広域化に取り組むこととします。

- ・「県北、県央、鹿行、県南、県西」の5ブロックで、それぞれ広域化を目指す（参考4）。
- ・地域的な実情に応じ、5ブロックにとらわれない個々の市町村間の協議による自主的な広域化や、県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていく。

2 消防広域化重点地域の指定

平成25年4月に基本指針が改正され、広域化の気運が高い地域等に対し国や都道府県における支援を先行して集中的に実施することにより、市町村の自主的な広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域の仕組みが設けられました。本県においては、次の地域を指定します。

(1) 消防広域化重点地域

①茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を構成する次の34市町

水戸市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、大子町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合構成市町（古河市、下妻市、常総市（旧石下町）、坂東市、八千代町、五霞町、境町）、筑西広域市町村圏事務組合構成市（結城市、筑西市、桜川市）、常総地方広域市町村圏事務組合構成市（常総市（旧水海道市）、守谷市、つくばみらい市）、鹿行広域事務組合構成市（潮来市、行方市、鉾田市）、鹿島地方事務組合構成市（鹿嶋市、神栖市）

（指定理由）

21消防本部34市町により法定協議会が設置され、消防救急デジタル無線の共同整備及び消防指令センターの共同運用が実施されており、広域化の気運が高い地域であることから、平成26年3月20日に指定。令和7年3月の時点においても、同様の状況であることから、指定を継続する。

②稲敷地方広域市町村圏事務組合

（龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）

（指定理由）

平成26年3月20日時点においては、平成27年4月の広域化に向けた協議が進められており、広域化の気運が高い地域であることから指定。（平成27年4月1日に広域化が実現。）

令和7年3月の時点においては、令和7年4月に茨城消防救急無線・指令センター運営協議会加入が予定されており、広域化の気運が高い地域であることから、指定を継続する。

③日立市

（指定理由）

令和7年3月の時点において、令和7年4月に茨城消防救急無線・指令センター運営協議会加入が予定されており、広域化の気運が高い地域であること。

(2) 消防広域化重点地域への指定日

①及び②については、平成 26 年 3 月 20 日に指定。

③については、令和 7 年 3 月 17 日に指定。

3 中心消防本部の検討

平成 18 年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことを踏まえ、令和 6 年 3 月の国の基本指針の一部改正においては、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとされました。

また、地域事情にもよりますが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられる、とされました。

中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待され、これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することが挙げられています。

県内全ての消防本部（局）を対象に、令和 6 年 5 月に実施したアンケートの結果では、いくつかの消防本部が、中心消防本部に適する候補として挙げられましたが、その実現のためには、中心消防本部となることが望まれる消防本部と周辺の消防本部間の合意形成など、様々な条件を満たすことが必要です。

このため、今後、広域化の推進に向けて、中心消防本部の設定について、関係者と検討を進めていきます。

Ⅳ 自主的な市町村の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1 広域化を進めるための県の支援及び考え方

県は、自主的な市町村の消防の広域化が推進されるように、各市町村に対する情報提供、広域化に向けた課題に関する相談、関係市町村間における必要な調整及び県民や関係機関への情報提供、普及啓発活動等を行います。

また、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があることも踏まえ、この体制強化を推進します。

2 消防の連携・協力の推進及び連携・協力対象市町村

(1) 連携・協力推進の方向性

消防の広域化の実現には、時間を要するものであることから、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことは、消防力の充実強化を図るとともに、消防の広域化の実現に向けた下地が作られることから必要な取組とされています。

県では、国の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）（令和 6 年 3 月改正）に基づき、地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な消防の連携・協力の取組を推進しています。

特に、指令の共同運用については、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができるに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる他、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能となります。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きいものとなります。

以上のことから、指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるため、まずは、いばらき消防指令センターにおける運用の高度化とともに県域（一本化）での共同化に向けた取組を促進します。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられており、県で行った広域化推進計画の改定に係る調査結果（参考 3）を踏まえ、それぞれの市町村の検討について、支援します。

（推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力の 7 類型）

- ① 指令の共同運用
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

（２）連携・協力対象市町村

上記のとおり、指令について県域（一本化）での共同化に向けた取組を支援していくことから、連携・協力対象市町村は県内44市町村とします。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制の整備、事務処理等が行われることが重要となります。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなりますが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要があります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要となりますが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効となります。

（１）組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

（２）事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

4 広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることが必要となります。

(1) 広域消防運営計画に定める事項

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、協議により広域消防運営計画を作成し、おおむね次の事項について定めるものとされています(消防組法第34条)。

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・消防本部の位置及び名称
- ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

なお、このほかにも地域の実情に応じて関係市町村において広域消防運営計画に定める必要があると判断する事項については、適宜、広域消防運営計画に定めることが望ましいこととされています。

例えば、次の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることが有効と考えられます。

① 広域化後の消防の体制を適切に整備するための方策

- ・負担金又は委託料に係る基本的なルール
- ・職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ・中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画
- ・部隊運用、指令管制等に関する計画
- ・災害時における構成市町村等の長と消防長等との間の相互連絡、情報共有等に関する計画
- ・構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ・消防事務の運営に関して住民の意見を反映できるようにすること

② 広域化後の消防本部と消防団の緊密な連携の確保のための方策

- ・連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

③ 防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保のための方策

- ・夜間等における市町村の防災業務について初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長等による協議会の設置
- ・各構成市町村等と消防署所との連携確保のための、定例的な連絡協議会の開催、災害対策本部への署所職員の派遣等
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

- ・総合的な合同防災訓練の実施
- ・情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・防災行政無線の親機等を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、基本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第35条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとされています。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。

そのために、次のような具体的方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要となります。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要となります。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。

そのために、次のような具体的方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによ

る 24 時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要となります。

参考 2

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」改正（令和6年3月）のポイント

項目	改正後	改正前
市町村の消防の広域化の推進の方向性	○ 地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとする。 ○ 中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待される。これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。 ○ 都道府県の具体的な取組として、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の必要性の理解を深め、広域化の機運の醸成を図ることが求められる。	○ 広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要がある。 ○ その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要がある。
消防の連携・協力の推進計画への位置付け	○ 平成三十一年以降、広域化した七地域のうち五地域では、広域化前に高機能消防指令センターの共同運用等の連携・協力を実施しており、こうした取組は、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域	○ 推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

	化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。 ○ 推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。 ① 指令の共同運用 ② 消防用車両、資機材等の共同整備 ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務 ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置 ⑤ 専門的な人材育成の推進 ⑥ 訓練の定期的な共同実施 ⑦ 現場活動要領の統一 ○ 現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。	
広域化の実現の期限	令和 11 年 4 月 1 日（5 年延長）	令和 6 年 4 月 1 日

参考 3

茨城県消防広域化推進計画の改定に係る調査結果 (24 消防本部（局）を対象に令和 6 年 5 月実施)

1 現行計画の広域化対象市町村の組合せ(5ブロック)の継続可否

- ・「継続可」・・・15 本部

※上記「継続可」と回答のあった消防本部の一部からは、将来的な県域一本化を検討すべき、との意見があった。

- ・「継続不可」・・・9 本部

※上記「継続不可」と回答のあった消防本部からは、広域化は不要、時期尚早、他のブロックの一部との再編を希望する、といった意見があった。

2 消防の連携・協力の7類型の内、検討を希望する類型

- ① 指令の共同運用・・・8 本部
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備・・・5 本部
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務・・・4 本部
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置・・・9 本部
- ⑤ 専門的な人材育成の推進・・・3 本部
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施・・・10 本部
- ⑦ 現場活動要領の統一・・・8 本部

3 指令の共同運用に係る高度な運用(ゼロ隊運用)の検討希望

- ① 指令センターと応援本部の 2 者で調整の上、応援出動・・・3 本部
- ② 関係者間の調整無く、自動で応援出動（残隊設定不要）・・・2 本部
- ③ 関係者間の調整無く、自動で応援出動（残隊設定要）・・・13 本部
- ④ ゼロ隊運用の導入不要・・・3 本部

4 消防庁が示す広域化の目標期限(令和 11 年4月 1 日)の可否

- ・「可」・・・18 本部
- ・「不可」・・・6 本部

5 中心消防本部についての意見

- ・水戸市消防局・・・8本部
- ・つくば市消防本部・・・4本部
- ・日立市消防本部・・・2本部
- ・土浦市消防本部・・・1本部
- ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部・・・1本部
- ・ひたちなか・東海広域事務組合消防本部・・・1本部
- ・その他（広域化の実績のある消防本部）・・・1本部
- ・中心消防本部の指定無し・・・8本部

※中心消防本部に適する本部として、複数本部を挙げた消防本部もあり

参考 4

広域化ブロック図

